

# 平成30・31年度 後期高齢者医療保険料率が 決定しました。

後期高齢者医療制度では、保険料率について、2年ごとに見直しを行っています。今後2年間の一人当たり医療費や被保険者数、所得額の伸びなどを推計し、保険料の上昇抑制をめざした結果、平成30・31年度は下記のとおり保険料率を引き下げることとなりました。

**現 行**

| 平成28・29年度 |                |
|-----------|----------------|
| 所得割率      | <b>9.52%</b>   |
| 均等割額      | <b>48,500円</b> |
| 賦課限度額     | <b>57万円</b>    |

**改正後**

| 平成30・31年度 |                |
|-----------|----------------|
| 所得割率      | <b>9.06%</b>   |
| 均等割額      | <b>47,000円</b> |
| 賦課限度額     | <b>62万円</b>    |

国の制度改正により平成30年度に変更されるもの

- 低所得者対策として、均等割5割・2割軽減の対象が拡大されました。
- 所得割2割軽減については、廃止されます。
- 社会保険など被扶養者であった方の、均等割額7割軽減は5割軽減へ変更されます。

被保険者の皆さまの医療費を支えるため、また、制度を健全かつ安定的に運営するため、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

大分県後期高齢者医療広域連合

## 医療費の伸びを抑えましょう。

保険料は増え続ける医療給付費の約1割をまかなっています。

### 後期高齢者の医療給付費の負担割合



医療費の伸びを抑えれば、保険料の伸びも抑えられます。

#### ◆一人ひとりが健康管理を

どうしたら医療費の伸びを抑えることができるのでしょうか？

まず、皆さま一人ひとりが医療費に関心を持ち、そして、一人ひとりが健康管理に努めることが大切です。かかりつけ医を決めて、日ごろから何でも相談したり、健康診査などを積極的に利用し、健康なからだづくりを進めることが大切です。

#### ◆薬の選択が医療費抑制につながる時代

病院等や薬局、テレビCMなどで最近よく耳にする「ジェネリック医薬品」。

この医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と認められ、かつ低価格なお薬のことです。

「ジェネリック医薬品」を使うことは、患者さんの薬代負担が減るのはもちろんのこと、大分県全体の医療費の伸びを抑えることができ、ひいては皆さまに納めていただいている保険料の上昇を抑制することにもつながっていきます。